

# 宗教法人寶光寺「鹿光墓苑合同墓地」使用規程

- 第 1 条 宗教法人寶光寺鹿光墓苑合同墓地（以下鹿光墓苑合同墓地という）は愛玩動物（ペット）の焼骨を納骨するための施設です。
- 第 2 条 鹿光墓苑合同墓地申込希望者（以下申込者という）は所定の申込書に必要事項を記入し提出してください。
- 第 3 条 申込者は、定められた納骨料を納入してください。納骨料を納入されたときに使用権を得、使用許可書が交付されます。
- 第 4 条 申込者は、ご遺骨を納めるために必要な連絡先を本墓苑に届出してください。
- 第 5 条 申込者または連絡者の氏名・住所等に変更が生じた場合は、遅滞なく本墓苑に届け出てください。
- 第 6 条 使用許可書を紛失又は汚損した場合は、再交付の手続きをしてください。
- 第 7 条 申込者は、希望により名前、施主名、逝去日を墓誌名板に彫刻できます。
- 第 8 条 納骨された焼骨は一定期間保管され、合葬されます。合葬された後は分骨・改葬することはできません。
- 第 9 条 納骨、または本墓苑僧侶による法要については、春、秋彼岸、7月、8月お盆、管理事務所休業日には行うことができません。
- 第 10 条 本墓苑の使用権は、他の者に売買、譲渡、または貸与できません。
- 第 11 条 この事項に定めのない事項が生じた場合は、法令の定めによるほか、その都度本墓苑が定めます。
- 第 12 条 天変地異等の不可抗力並びに自然動物、または第三者による行為によって生じた合同墓内の被害について、本墓苑は一切その責任を負いません。
- 第 13 条 法令が改正された場合及び本墓苑が適当と認めたときはこの規程を改定することがあります。

この規程は令和 2 年 4 月 1 日より適用する。